

# 富良野市下水道事業 地方公営企業法適用基本方針



平成31年1月31日

富良野市建設水道部上下水道課

## 目 次

第1章 はじめに	2
第2章 法適化の背景	3
第3章 法適化の目的	6
第4章 法適化基本方針	8
第5章 移行事務手続	10
第6章 資産の調査・評価	12
第7章 システム導入	19
第8章 おわりに	20

※本書では、地方公営企業法を適用することを「法適化」と表しています。

### 【関連する主な法律等】

- ・ 地方公営企業法
- ・ 地方公営企業法施行令
- ・ 地方公営企業法施行規則
- ・ 地方自治法
- ・ 地方財政法
- ・ 富良野市特別会計設置条例

※表紙は、富良野市デザインマンホール「へそ祭り」バージョンです。

カラーマンホールは上下水道課職員が着色し毎年7月28・29日に開催される「北海へそ祭り」会場に設置しています。

## 第1章 はじめに

本市の下水道事業は、昭和54年に富良野市街地を中心とした富良野処理区（公共）が認可を取得し、平成2年富良野処理場が供用開始され、山部市街地を中心とした山部処理区（特環）は平成10年に認可取得、平成14年に供用開始されました。

事業着手以降、処理区域の拡張や未普及対策等を計画的に実施した結果、平成29年度末における整備状況は、行政人口に対する下水道普及率78.0%、全体計画区域人口に対する下水道達成率は97%となり、汚水処理人口普及率は78%（浄化槽を含めると87.5%）となっています。

公共用水域の保全や生活環境の向上を目的とした下水道事業は、人口減少や少子高齢化社会を迎え、使用料収入は減少傾向となる中で、水処理場の機械・電気設備の老朽化が進み、機器等の更新による長寿命化を図っていく必要があります。

また、下水道事業が長期的に安定した経営を維持していくためには、現金の出入（現金収支）のみで経理する官庁会計方式（単式簿記・現金主義）ではなく、民間企業の会計基準と同様に資産の保有状況や経費区分を明確にする地方公営企業法を適用した企業会計方式（複式簿記・発生主義）に移行することが必要であり、財務諸表を公表・比較することで経営の「見える化」を図り、より一層の経営の効率化と経営基盤の強化を図ることが求められています。

本基本方針は、下水道事業を中長期的な計画経営のもと、将来的に安定した経営を持続させるため必要不可欠となる企業会計方式を導入するため、今後発生する主な作業や事務手続き等を整理し、地方公営企業法適用に必要な移行業務を効率的かつ円滑に進めることを目的に定めるものであります。



## 第2章 法適化の背景

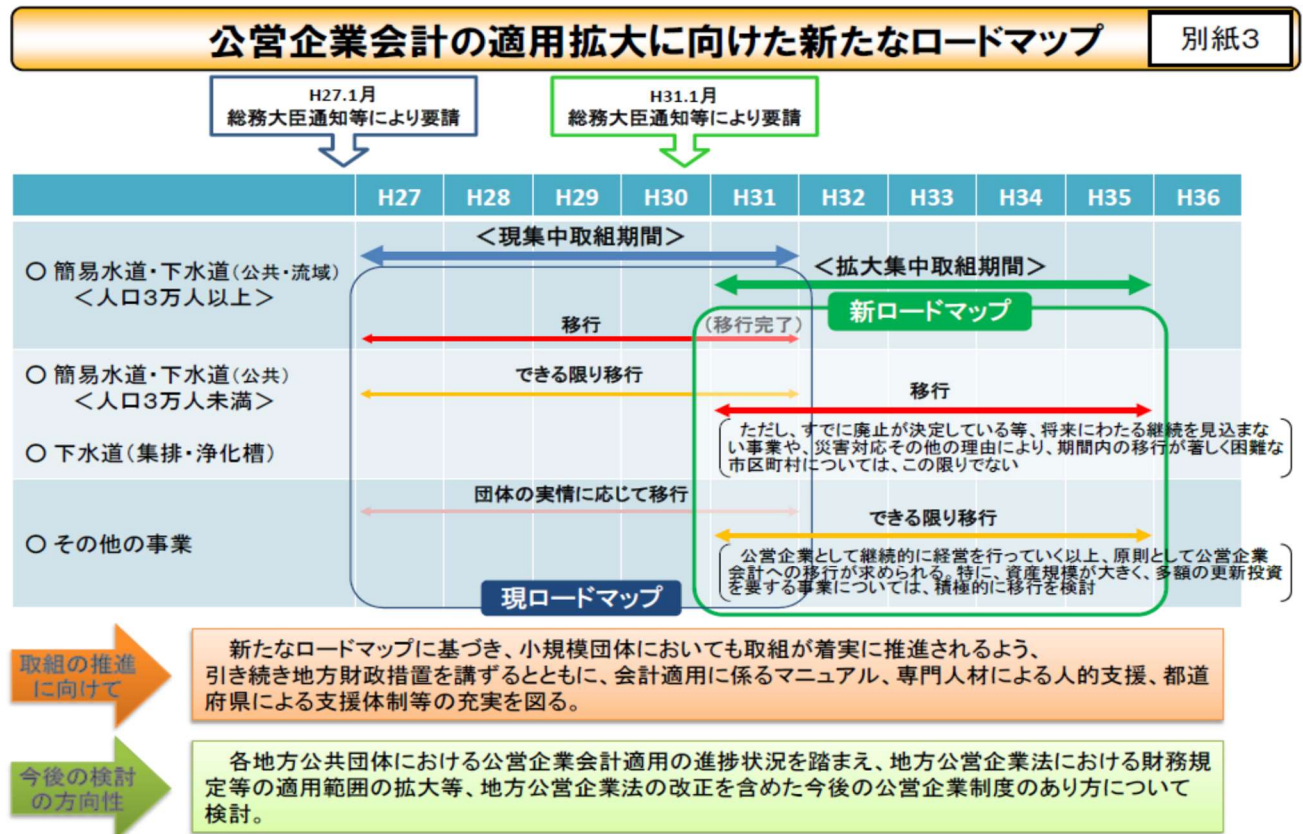
地方公営企業として位置づけられている下水道事業は、事業開始時に多くの自治体で官庁会計方式（特別会計：単年度収支）を採用し運営されてきました。

人口減少、少子高齢化、核家族化や節水機器の普及により下水道使用料収入は減少し、既存施設の老朽化対策を進めている中で、財政状況は厳しい状況となっています。

下水道事業は「整備拡張の時代」から「維持管理の時代」にシフトし、経費内容の明確化や事業経営の効率化、保有資産の適正管理による計画的な経営が求められています。企業会計方式とすることで、資産状況や現金の動きを適正に把握した中長期的な投資・財政計画、類似団体との経営比較分析を行い、市民と情報共有し適正な料金体系や経営状況の「見える化」を図る必要があります。

### 2.1 総務省からの要請

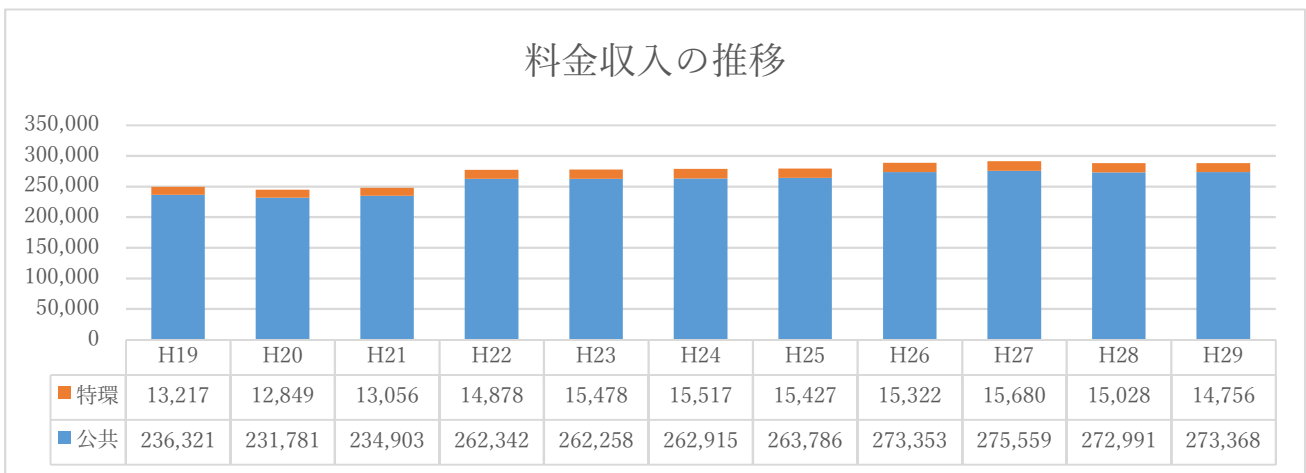
平成31年1月総務省より発出された「公営企業会計の適用の更なる推進ロードマップ」では、平成31年度から平成35年度を「拡大集中取組期間」とし、平成36年度予算から企業会計とするよう要請されています。



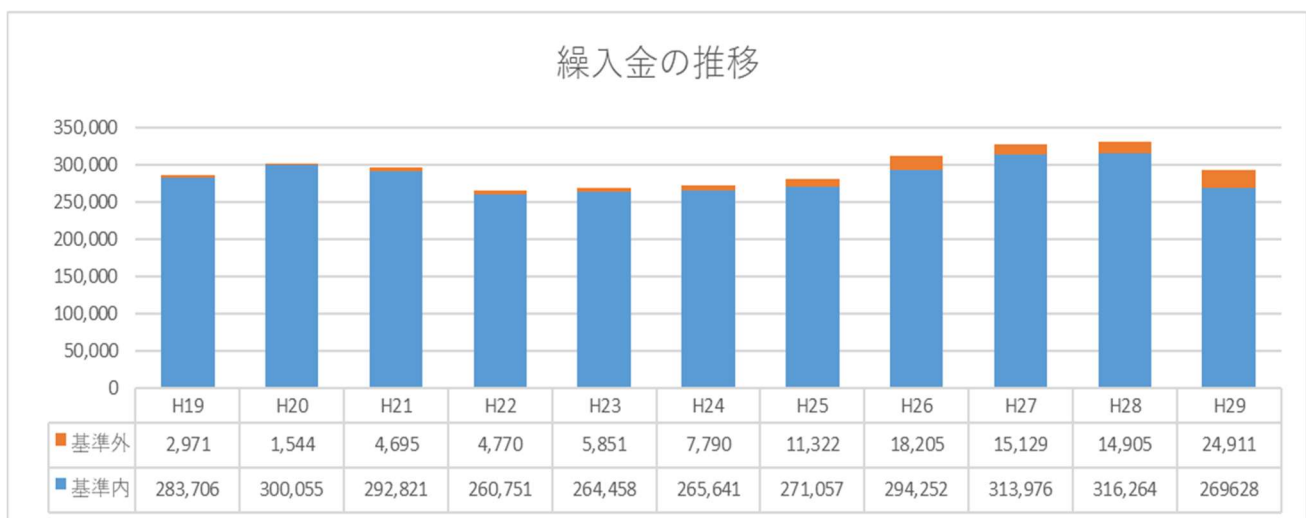
## 第2章 法適化の背景

### 2.2 下水道事業の現状

下水道事業経営は地方公営企業法に基づき、下水道使用料と一般会計からの繰入金（注1）で賄うこととされています。下水道使用料収入額はH29決算で288,124千円となっており、10年前より38,586千円増加していますが、地域内人口の減少、少子高齢化、核家族化や節水機器の普及等の影響により一般用の使用料金収入は減少傾向となることが予想されています。



\* 平成22年4月～料金改定（11.7%UP）



注：総務省通知により定められた「基準内繰入金」と政策的に負担すべきと判断された「基準外繰入金」があります。下水道事業は「雨水公費：汚水私費」の原則により実施され、基準内繰入金の算定には雨水処理分や起債償還元利金の2分の1などがあり、基準外繰入金としては料金減免分（福祉等）や人件費、赤字補てん相当額があります。

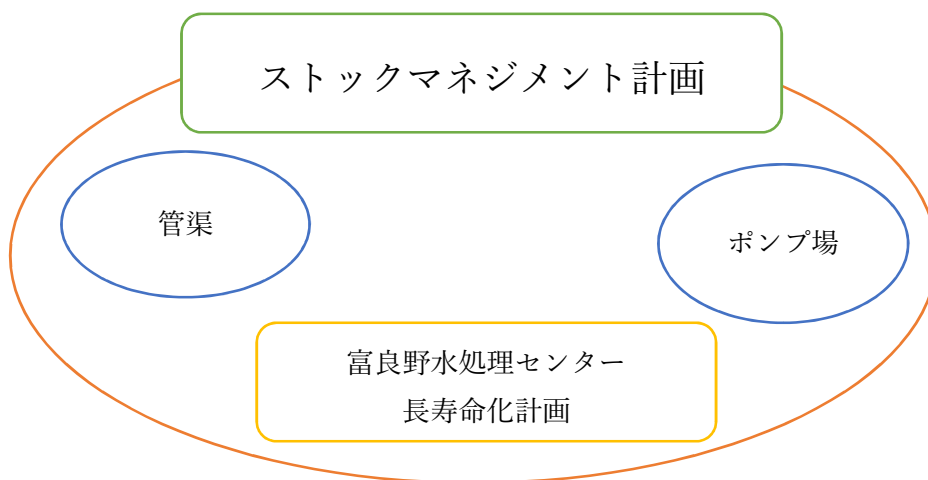
## 第2章 法適化の背景

本市の下水道事業は、平成2年に供用開始した富良野処理区（公共下水道。以下「公共」という。）の水洗化率（水洗化人口/処理区域内人口）が96.6%で、平成14年から供用開始した山部処理区（特定環境公共下水道。以下「特環」という。）の水洗化率が83.0%、平成29年度末全体で95.6%となっています。

今後、少子高齢化に伴う人口減少や節水機器の普及、単身世帯の増加等により、下水道使用料の減収が予測される中で、安定した下水道事業経営の実現を図り、持続的な下水道サービスを提供していくためには、施設の老朽化更新を実施しながら経営基盤強化への取り組みを進めることが重要な課題となっています。

### 2.3 長寿命化対策からストックマネジメント計画へ

下水道事業の目的である公衆衛生の向上と公共用水域の保全を継続的に行うためには、老朽化する施設や管渠の更新が必要不可欠となっています。平成26年度に策定した「富良野水処理センター長寿命化計画」では、耐用年数を超えた機械や電気設備について、平成31年度までの5カ年で国の社会資本整備総合交付金を活用し更新事業を実施しています。これまでは、水処理場の機械・電気設備更新が交付金対象事業となっていました。平成31年度以降は処理場に加え管渠、マンホールポンプ場など全ての下水道資産を対象とした更新計画「ストックマネジメント計画」に基づく更新事業が国の交付金対象要件となったことから、本市においても「ストックマネジメント計画」を策定し更新事業を進めていきます。



## 第3章 法適化の目的

### 3.1 法適化の意義

地方公営企業経営に要する経費は利用者負担で賄うよう「独立採算制」を原則としていますが、使用料収入で経費の全てを賄えるものではなく、一般会計からの繰入金や企業債の発行により維持管理や建設改良事業を実施しています。

一般会計からの繰入金には、総務省通知に基づく「基準内繰入金」と、実質的な赤字補てんとなる「基準外繰入金」があり、使用料収入が減少すると「基準外繰入金」が増加することが予測されています。

一般会計においても人口減少や少子高齢化の影響もあり、税収が増加することは期待できず、国からの交付税も削減傾向にあることから、多様化する住民サービスを継続的に行うためには財源確保が課題である中で、下水道事業への基準外繰出金が増加することは、地方公共団体の財政運営にも大きく影響するものであります。

このような中で、持続的な下水道事業を運営していくためには、経営状況を正しく捉え、利用者に対して経営状況を説明し理解を求めていく必要があります。

事業の経営成績や財政状況を明確に把握するためには、保有資産の状況や現金残高、留保財源の状況を正確に把握することができる複式簿記の手法を取り入れて経理する「企業会計方式」を採用することが有効と考えられています。

### 3.2 法適化の目的

長期的に安定した下水道事業経営を実現していくためには、企業会計方式を導入して経理内容を明確にしていくことが重要です。

法適化の目的は、安定した下水道サービスの提供を実現するため、経営基盤の強化を図り「持続可能な下水道事業経営の確立」を図ることです。

### 3.3 法適化の効果

法適化することで、官庁会計方式とは違う様々な効果が期待されます。主な効果は次の通りです。

#### ① 経営状況の明確化

企業会計方式では収支を損益取引と資本取引に区分することから、経営状況を明確に把握することができ、その分析を通じて将来の経営計画が適切に策定できます。また、企業会計方式では発生主義が採用されており、現金の収支を伴わない取引についても経理されるため、一定期間内や特定時点の財務状態が明確になります。

## 第3章 法適化の目的

- ② 会計制度上のメリット  
利益や欠損の繰越し、資金の内部留保が可能であり、長期的な施策が立て易くなります。
- ③ 使用料の適切な算定  
企業会計方式では減価償却の概念が取り入れられるため、適切な期間損益計算が行われることとなり、使用料の算定基礎となる部分が明確になります。
- ④ 説明責任の向上  
経営状況の明確化は、使用料改定等、議会や住民に財務状況を説明する際に理解を得やすくなります。
- ⑤ 経営意識の向上  
適切な経費負担区分を前提とした独立採算の原則により、職員の意識改革を促し経営意識の向上が期待できます。
- ⑥ 消費税上のメリット  
企業会計方式の場合、一般会計繰入金の使用を減価償却費に充当したり、建設改良費のための出資金として受け入れることで、支払消費税額を削減できる場合があります。
- ⑦ 制度改正への早期対応  
平成 31 年 1 月に発出されたロードマップでは、下水道事業と同じく簡易水道事業についても法適化が要請されていることや、更新事業の財源となる社会資本整備総合交付金の交付要件となっていること、また、法非適団体が一齐に法適化移行事務に着手し混乱も懸念されるため、早期に準備を進めることが有効と考えられます。

### 3.4 会計方法の違い

現在の特別会計方式を「官庁会計方式」といい、法適化後の会計方式を「企業会計方式」といいます。官庁会計方式では、予算とその執行状況により現金取引に基づき経理しますが、企業会計方式では、簿記の原理に基づく経理に予算制度を加えた会計方式となります。

	官庁会計方式	企業会計方式				
予算制度	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>【歳入】 事業収入 補助金 企業債 一般会計繰入金</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>【歳出】 維持管理費 建設工事費 元利償還金</p> </div> </div> <p>* 年度内の現金収支がわかる。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>【収益的収入】 事業収入 補助金</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>【収益的支出】 維持管理費 支払利息 減価償却費</p> </div> </div> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>【資本的収入】 補助金 企業債 負担金</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>【資本的支出】 工事請負費 補償費</p> </div> </div> <p>* 損益取引と資本取引が区分できる。</p>				
企業会計		<p style="text-align: center;"><b>貸借対照表 (バランスシート)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">【資産】</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">【負債】</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">【資本】</td> </tr> </table> <p>* 財政状況がわかる。 ◆<b>損益計算書</b> ~ 経営状況がわかる。</p>	【資産】	【負債】		【資本】
【資産】	【負債】					
	【資本】					



## 第4章 法適化基本方針

### 4.1 対象事業

法適化対象事業は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2事業とします。

### 4.2 適用範囲

法適用範囲については、現在の水道事業と同様に、企業会計導入のメリットを最大限に引き出せる「全部適用」とします。これにより、財務情報のほか、組織や職員の身分も含めての適用となります。  
 \*現在の水道事業会計では、職員の身分は「企業会計職員」となっています。下水道事業においても「企業会計職員」とすることで、上下水道課職員の身分を統一化できます。今後の課題として、簡易水道事業の法適化に向けても検討しやすくなります。

### 4.3 管理者の設置有無

水道事業では管理者を設置せず、市長が兼務する体制としています。そのため、下水道事業においても「管理者は設置せず、市長が兼務する」ものとします。

#### ●全部適用・一部適用の別による事務執行体制

項目	全部適用		一部適用	
	管理者設置	管理者非設置	会計管理者に事務委任しない	会計管理者に事務委任する
事務体制	管理者	市長	市長	市長
	企業出納員	企業出納員	企業出納員	出納員
	出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員	会計管理者
予算調製	管理者が原案作成 市長が調製	市長が調製	市長が調製	市長が調製
決算調整	管理者が調製	市長が調製	市長が調製	会計管理者が調製

\*管理者を設置した場合、管理者の名と責任において地方公営企業の業務を執行し、その業務に関して地方公共団体を代表することとされています。(人口3万人未満の団体では「管理者非設置」が75%以上となっています。)

## 第4章 法適化基本方針

### 4.4 組織体制

現組織体制は、既に上下水道課として水道事業と下水道事業を一体的に運営する組織形態・人員配置となっており、地方公営企業局として水道事業と下水道事業を一本化する必要はないため、現組織体制を維持するものとします。

### 4.5 法適化時期と作業スケジュール

法適用時期は、平成34年4月1日の移行を目指します。

業務種別	工 種	H31年度				H32年度				H33年度				H34年度			
		6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
1. 資産調査・ 評価	1-1 調査・評価要領の策定	■															
	1-2 資料収集	■															
	1-3 工事台帳/決算書整理		■														
	1-4 経費/財源の整理・配賦					■											
	1-5 資産管理図作成	■				■											
	1-6 資産評価	■				■											
	1-7 不明/受贈/除却資産調査					■											
	1-8 登録データ作成						■										
2. 会計システム 導入	2-1 条件・仕様確認					■											
	2-2 会計システム構築									■							
	2-3 会計システム環境設定									■							
	2-4 操作研修										■						
	2-5 会計システム仮稼働											■					
3. 移行事務 手続	3-1 組織体制の検討									■							
	3-2 関係部局との調整									■							
	3-3 予算科目/勘定科目設定									■							
	3-4 条例・規則等の改廃/新規制定									■							
	3-5 金融機関の指定									■							
	3-6 新予算書作成											■					
	3-7 打ち切り決算書作成											■					
	3-8 税務署届出/総務省報告											■					
	3-9 経営戦略見直し											■					

法  
適  
用  
開  
始

## 第5章 移行事務手続

### 5.1 資産調査及び評価

企業会計方式を採用するには、資産を調査し貸借対照表にその残高を記載するとともに、減価償却費を算出する必要があります。過年度において構築した下水道事業資産は膨大であり、その取得価格及び建設財源を調査し、固定資産台帳として登録整理します。

### 5.2 条例・規則の改廃と新規制定

地方公営企業法を全部適用する場合、管理者の設置や職員の身分、指定金融機関など条例・規則で定める必要があります。また、会計規程についても制定する必要があります。

現行の条例・規則等を基に、関係する例規の洗い出しを行い改廃・新規制定の手続きを行います。

### 5.3 関係部局との調整

法適用により事務内容の変更が必要となる部分については、上下水道課のみで対応することはできず関係部局の協力が必要です。関係する事務内容は組織、人事給与、法務、情報管理、財政、財産管理、会計等多岐にわたり、それぞれの部局と業務調整を行います。

### 5.4 企業会計初年度の予算調整

平成34年度予算からは、企業会計方式で調整されます。平成34年度予算は平成33年10月以降に調整します。新たに法適用する場合には予算作成方法に特徴があるため、その手順により整理します。

### 5.5 打ち切り決算

法適用前年度（平成33年度）決算は、企業会計方式に移行するため「打ち切り決算」という特殊な決算方法を採用するため、その手順により整理します。

### 5.6 開始貸借対照表の作成

法適用前年度における仮決算書を作成し、未収金、未払金及び引継金並びに歳入不足による一時借入等の整理を行い、開始時点の貸借対照表を作成します。

## 第5章 移行事務手続

### 5.7 各種届出

下水道事業特別会計を企業会計化する場合、税務署に事業廃止届及び新設法人の届を行う必要があります。また、法適用した旨を総務大臣に報告します。

### 5.8 予算・勘定科目の設定

企業会計方式では、日々の取引を会計処理の原則に従って、収益、費用、資産、負債及び資本の増減、異動を仕分記帳するため、計算区分として「勘定科目」を設定する必要があります。

勘定科目の設定については、地方公営企業法施行規則第3条～第7条及び同法別表第一号に定める勘定科目表の区分、並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について(通知)」に定める勘定科目表の区分を基本として、下水道事業の実態と特性に合致した勘定科目に設定することとなります。

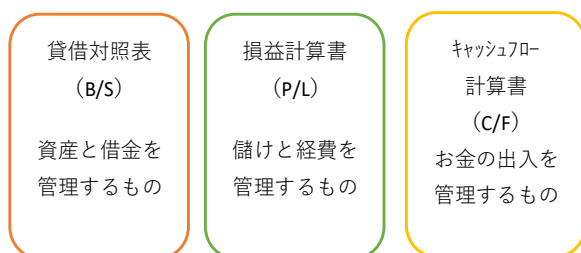
また、予算編成で必要となる「予算科目」も設定する必要があります。

これらの予算・勘定科目は、財務会計システムに取り込み設定する必要があるため、既存の水道事業会計との整合性を保ちながら設定していきます。

### 5.9 出納取扱金融機関等の指定

地方公営企業法第9条により、出納事務は管理者の担当事務とされていますが、同法第27条において、「業務の執行上必要がある場合には、長の同意を得て指定した金融機関に公金の出納事務の一部を取り扱わせることができる」とされています。

現在、水道事業で指定している金融機関を基本とし、出納取扱金融機関と収納取扱金融機関の指定について検討します。



決算の中で特に重要な3つの表を財務3表という。



## 第6章 資産の調査・評価

### 6.1 資産調査・評価の意義

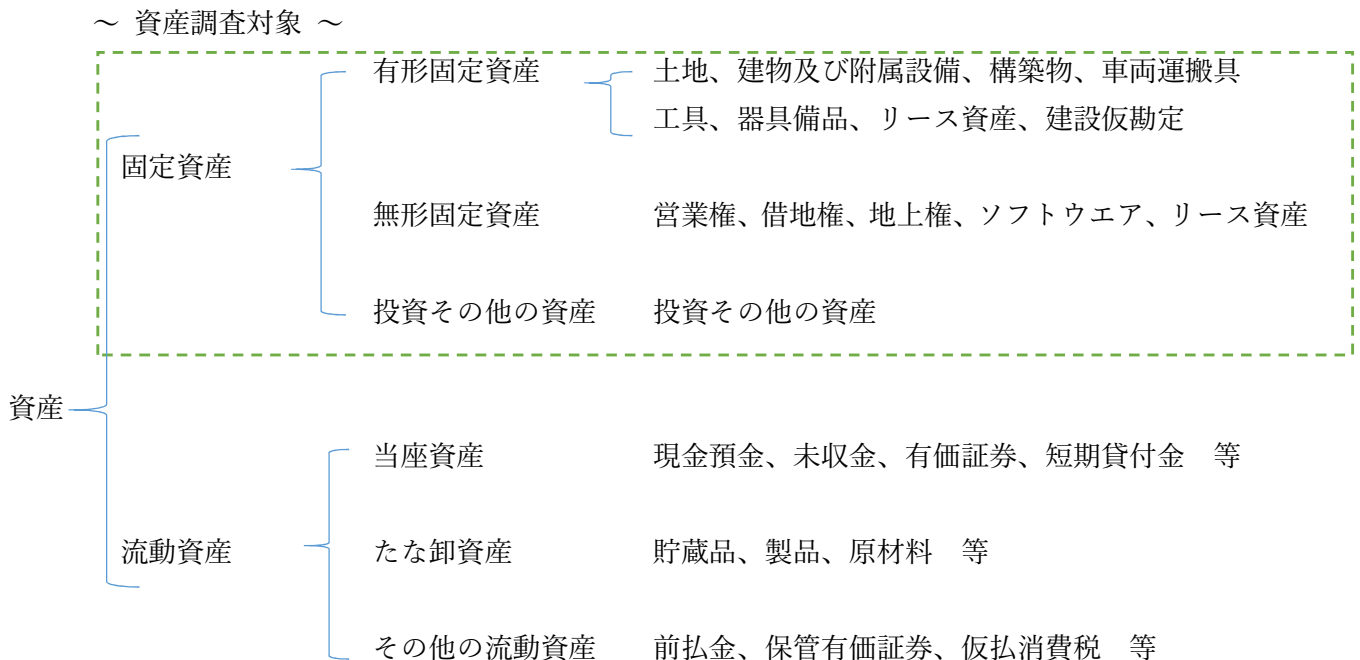
地方公営企業法第20条第2項では、法適化する企業や既に法適化している企業は、必ず資産を一定の評価基準に沿って整理し、その価値を明確にしなければならないと規定されています。

そのため、今まで下水道事業に投下されてきた資金が、有形・無形の財産としてどのような価値を持つ状態で存在し、運用されているかを明らかにするため、資産の調査・評価を行う必要があります。

### 6.2 資産の分類

一般的に資産とは、「固定資産」「流動資産」「繰延資産」の3つに分類されます。「固定資産」と「流動資産」の区分は、1年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」とし、これを一般的に「ワン・イヤー・ルール」と言います。

これらの資産の内、法適化移行準備の資産調査対象は、具体の「有形固定資産」、法律上の権利等を示す「無形固定資産」及び「投資」を含めた「固定資産」が対象となります。



第6章 資産の調査・評価

一般的に下水道事業の固定資産となる施設等の概要		
区分		説明
有形固定資産	土地	事務所、施設用地等のための用地等
		事務所用地 庁舎等専ら事務所のために用いる用地
		施設用地 管路、中継ポンプ場、処理場用地等施設のために用いる用地
		その他用地 倉庫等、上記以外の用地
	建物	事務所、施設用等の建物であり、建物に付属する電気、冷暖房、換気等の設備を含む
		事務所用建物 庁舎等専ら事務所の用に供されている建物
		施設用建物 ポンプ場、処理場等の施設用建物
		その他建物 倉庫等、上記以外の用に供されている建物
	構築物	下水管路等土地に定着する土木施設及び工作物
		管路施設 排水用の管路、人孔、ます等の施設
		ポンプ場施設 下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設
		処理場施設 下水処理のための施設
		その他構築物 上記以外の構築物
	機械及び装置	下水の排水、処理等の作業用の機械及び装置
		電気設備 下水設備の受配電設備、変圧器設備等
		ポンプ設備 ポンプ設備等
		処理場機械設備 下水の処理に要する設備等
		その他機械装置 上記以外の機械及び装置
	車両運搬具	自動車、車両及びその他地上運搬具
	工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のもの
リース資産	リース契約の内容によってリース資産計上対象となったもの	
建設仮勘定	資産の取得を行ったが、未完成等により当該資産が供用されない場合など	
その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産	
無形固定資産	借地権	土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
	電話加入権	電話加入に係る設備負担金、加入料及び装置料
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
投資その他資産	出資金	外郭団体その他に出資した資金等
	基金	基金設置条例に基づき特定預金当の形態で保有するもの
	その他資産	上記以外の投資

\*有形固定資産とは、営業の用に供する目的をもって所有する資産で、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数3年以上かつ取得価格10万円以上の工具、器具及び備品等をいう。

\*無形固定資産とは、有償で取得した借地権及び地上権等をいい、有償で取得したものに限る。

\*投資とは、長期的な投資に該当するもの等をいう。

## 第6章 資産の調査・評価

### 6.3 資産調査の基礎資料







資産調査は、次に示す基礎資料を基に実施します。

固定資産調査に必要な基礎資料		
調査対象資料	収集する主な情報	主な利用用途
決算書	年度、節別の歳出・歳入項目 建設改良費及び財源抽出	年度別の建設（資産取得分）支出及び財源の総括表を作成
決算説明書	各年度における主要な建設工事	年度別における主要な建設工事の一覧 （取得資産の区分を行う）
決算統計	各年度における総事業費 総事業費に係る財源 総事業費の使用用途	決算説明書の主要な建設工事にて区分が出来ない場合、決算統計の総事業費の使用用途（管路、ポンプ場、処理場）を用いて資産区分を行う
消費税申告書	各節項目別の課税・不非課税区分	決算書の税抜き処理
起債台帳	平準化債、借換債の借入額	財源から控除する平準化債、借換債の借入額を確認
工事台帳	各建設工事の概要及び契約情報	年度別における建設工事の一覧
設計書	工事台帳がない場合の補完資料	年度別建設工事一覧の補完資料として利用 施設工事の内訳などの確認
下水道台帳	台帳に工事情報が付加されていれば 使用	建設工事一覧の抽出
施設機器台帳	施設設備の資産情報	施設の資産情報構築
完成図書	資産情報の補完資料	施設工事の内訳など確認
財産台帳	土地、備品の資産情報	土地、備品の資産情報収集
受贈資産関連資料	受贈、寄贈設備の資産情報	受贈資産情報の収集
無形固定資産資料	電話加入権などの資産情報	無形固定資産の情報構築

**第6章 資産の調査・評価**

6.4 固定資産調査・評価の作業フロー

固定資産調査・評価の作業は、次に示すフローで行います。

固定資産調査・評価の作業フロー	
作業フロー	作業内容
①決算書の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度別歳入歳出の整理</li> <li>・ 建設支出の整理</li> <li>・ 建設財源の整理</li> <li>・ 支出及び財源の税抜・圧縮処理（消費税処理）</li> </ul>
	
②固定資産リストの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地、工事、委託、補償、備品、無形固定資産、受贈資産等の固定資産対象項目の年度別リスト整理</li> <li>・ 年度別固定資産対象項目毎の金額合計と決算額との整合確認</li> <li>・ 不明資産の調査等の実施</li> </ul>
	
③間接費の配賦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算額と固定資産対象リストを基に間接費を算定し、配賦計算を実施</li> </ul>
	
④財源の配賦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算額を基に間接費配賦後の工事費等に国庫補助金、道補助金、起債、受益者負担金、一般会計繰入金等の財源を配賦</li> </ul>
	
⑤付帯経費の配賦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産対象工事等に対し、付帯工事費、委託費、補償費当の付帯経費を配賦</li> </ul>
	
⑥資産分類・耐用年数設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産対象工事で取得した資産を、資産整理単位に基づき区分し、工事設計書の金額比率で工事価額を配賦し、資産毎の取得価額を算定</li> <li>・ 資産整理単位に区分したそれぞれの資産について、耐用年数を設定</li> </ul>
	
⑦資産評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減価償却計算を行い、法適用時における価格を算定</li> </ul>



## 第6章 資産の調査・評価

### 6.5 資産調査手法

資産整理手法は、資産整理単位により次の3つの手法が想定されています。  
これらの手法について、次のように比較、検討しています。

資産整理手法の比較と適合性			
項目	簡易整理手法	標準整理手法	詳細整理手法
概要	勘定科目、耐用年数の区分に沿った資産整理単位で調査・評価を実施	管路は工事毎に、処理施設・設備等は主要機器構成で1資産とする。雨水と汚水区分明確化	実体資産を管理するデータを利用して試算整理を実施
調査資料	決算書、工事履歴、決算統計、施設工事設計書	決算書、工事履歴、設計書、完成図書、下水道台帳、補助申請図書など	同左
資産整理単位	勘定科目	勘定科目、工事毎、主要施設単位	勘定科目、工事毎管路口径別延長、設備機器単位
減価償却費	資産整理単位が大きいため、経理上資産と実体資産が乖離する	資産整理単位が実態とある程度一致	同左
異動処理 (除却など)	除却資産の特定が困難	除却資産の特定が困難	システム情報を活用できるため、確実な除却資産特定が可能
適合性	検討対象外	下水道台帳システム化により、標準整理と詳細整理を組み合わせた手法を検討し、合理的な資産管理を実施できる手法を選定できる。 処理場設備もシステム整理されていることから、詳細整理手法によることが適当である。	

下水道資産の調査方法や資産の整理単位、減価償却費、異動処理（除却処理）を比較するとともに、水道事業における固定資産整理手法（詳細整理手法）との整合性も検討し、「詳細整理手法」を採用することとします。

なお、詳細整理を実施する上で必要となる資料が不明な場合には、標準整理手法と組み合わせた資産整理単位とします。

## 第6章 資産の調査・評価

### 6.6 資産評価

#### (1) 資産評価の考え方

法適用時点の資産の評価額（帳簿価）は、法適用直前日までの減価償却累計額を取得価額（帳簿原価）から差し引き、その残高が新取得価額（新帳簿原価）として算出します。

このように、法適用時点において、資産を新たに取得したとみなして、開始貸借対照表を作成することから、法適用時点の「減価償却累計額＝0円」となります。

なお、新取得価額を算定する際の減価償却計算については、特に規定は存在しませんが、補助金等に係らず資産価値は経過年数分下落していると考え、補助金等を含めた帳簿原価を償却する必要があります。

#### (2) 減価償却の概念

減価償却とは、建物、構築物、機械器具、車両運搬具等、時間の経過によって、その価値が減少する資産について、その取得に要した金額を一定の方法によって「各事業年度の費用として配分」することであり、期間損益計算のための費用を算定することでもあります。

#### (3) 減価償却の計算要素

減価償却の計算によって減価償却費を算定するには、次の4つの要素が必要となります。

##### ① 資産の原価

減価償却計算の基準となるもので、一般的に取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額とします。なお、帳簿価額は、帳簿原価から既に行った減価償却累計額を控除した額を示します。

##### ② 耐用年数

固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2号及び第3号、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」別紙2を参考に設定します。

##### ③ 残存価額

残存価額とは、耐用年数の経過後にその資産を処分することによって回収することが予想される額のことを示します。地方公営企業会計の場合、有形固定資産については一律、帳簿原価（取得価額）の10%、無形固定資産は0%となっています。

##### ④ 償却限度額

減価償却の限度額とは、原則、有形固定資産は帳簿原価（取得価額）の100分の95、無形固定資産は100分の100とされています。

ただし、帳簿価額が帳簿原価（取得価額）の100分の5に達した鉄筋コンクリート造の建物及び構築物等で引き続き事業の用に供されている場合においては、当該帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことが出来るとされています。

## 第6章 資産の調査・評価

### (4) 減価償却の方法

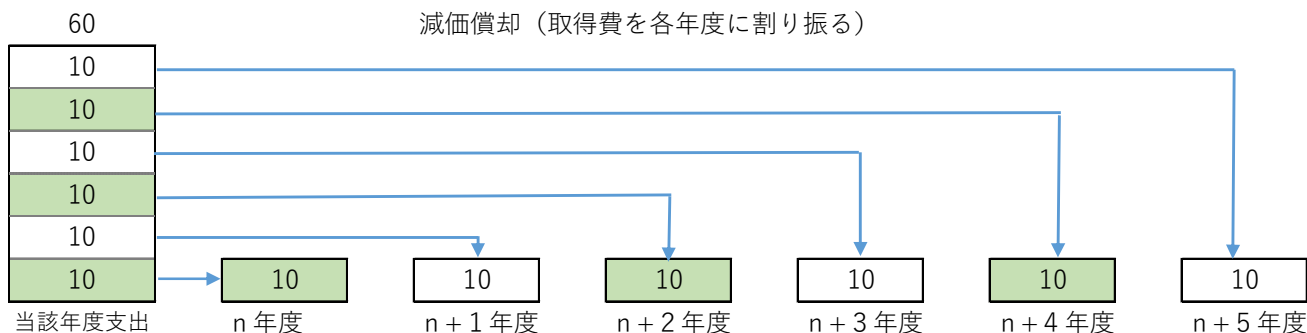
減価償却の方法は、その方法を毎年度継続して行わなければならない、特別の理由がない限り、みだりに方法を変更してはならないこととされています。

また、下水道事業における減価償却方法は、料金算定の基礎となる費用を算定するという観点から、多くの団体で「定額法」が採用されています。

本市の下水道事業における減価償却方法は、有形固定資産、無形固定資産ともに「定額法」とします。

減価償却の計算要素		
計算要素	内容	関連法規
資産の原価 又は未償却残高	一般に取得原価をもって帳簿価額とする。	則第8条第1項
耐用年数	①通常 有形固定資産：則別表第2号 無形固定資産：則別表第3号	則第14、15条
	②上記に定めのない耐用年数 減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表1、2に 規程する耐用年数によることとされている。	則別表第2号注4 則別表第3号注
	③特別な理由により別に耐用年数を定めたい場合 当該固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができる。	則第15条第4項 則第16条第3項
残存価格	有形固定資産：一律10% 無形固定資産：0%	
償却限度額	有形固定資産：95/100 無形固定資産：100/100 *ただし、帳簿価額が帳簿原価の5/100に達した鉄筋コンクリート造等の建物及び構築物については、1円まで減価償却可能とされている。	則第15条第3項
※ 則：地方公営企業法施行規則		

### ◆減価償却のイメージ



例：耐用年数6年

## 第7章 システム導入

### 7.1 財務会計システムの導入

下水道事業を法適化するにあたり導入する財務会計システムは、導入費用が安価で、既存システムを最大限に活用できる水道事業の財務会計システムに、下水道事業の会計システム機能を追加する方針とします。

また、運用に必要な最低限のライセンス等を追加導入するものとします。

### 7.2 財務会計システムの必要条件・機能

#### (1) 財務会計システムに必要な条件

公営企業会計用財務会計システムに必要な条件を、次に示します。

- ① 地方公営企業法等の関係諸法令、地方公営企業会計制度、本市の例規等に準じた内容とし、これらの改正等に迅速に対応が図れるシステムであること。
- ② 短い期間で安定稼働を実現するため、上下水道事業で実績があること。
- ③ 公営企業に係る専門的な知識が無くても、容易に伝票起票や仕訳を行うことが出来ること。
- ④ 個人情報保護、サーバーやクライアント等の使用制限・アクセス管理等、セキュリティ対策を十分かつ確実に対応できること。
- ⑤ 地方公営企業会計制度について、精通したスタッフにより必要なサポートを受けられること。
- ⑥ データの定期的なバックアップ機能を有し、外部媒体へのバックアップが行えること。
- ⑦ 5年間の使用に耐える耐久性を備え、データが破損した場合でも速やかにデータ復元が可能であること。
- ⑧ 発注者と協議を行い、組織、担当者、システム利用権限、伝票入力情報（決裁欄、伝票摘要等）の初期マスタを設定できること。
- ⑨ 発注者が用意する基本データ（予算科目・勘定科目、資産情報、債権者、債務者、金融機関等）の取り込み、又はデータ構築ができること。

#### (2) 財務会計システムの概要

公営企業会計用財務会計システムの機能概要は、次のとおり。

- |             |       |          |       |
|-------------|-------|----------|-------|
| ・予算編成、予算書作成 | ・支払処理 | ・調定、収納処理 | ・月例処理 |
| ・月次、年次処理    | ・決算統計 | ・資産管理    | ・その他  |

\*その他とは、発注者と協議し上記以外に必要と認められるものとする。

## 第8章 おわりに

下水道事業は、公共用水域の水質保全・生活環境の保全及び改善・浸水防除を図り、住民の生命、財産及び水環境を守る大きな役割を担っています。

人口減少、高齢化社会を迎え、処理水量の減少に伴い収益が低下する中で、物価上昇による維持管理費の増加や老朽化した施設の更新等の費用は増加し、下水道事業の経営状況はより一層厳しくなることが予測されます。

将来にわたり安定的なサービスを提供するためには、持続可能な下水道事業の経営を目指す必要があります。法適化により経営状況を把握・分析し、経営戦略で中長期的な投資・財政計画を策定、経営比較分析表で経営の「見える化」を図り、使用者と情報共有することで下水道事業への理解と協力を求めながら、更なる健全な経営に努めていきます。

